

活動助成金複数年相当分支給に関する同意書

記

- 1 受給した助成金は今年度中に使用することとし、今年度中に使用できなかった余剰金が発生した場合は、その金額を区に返納すること。
- 2 申請金額が支給上限額に満たない場合であっても、申請年数が2年分の場合は翌年度まで、3年分の場合は翌々年度まで活動助成金の申請は行えないこと。
- 3 今年度中に使用できなかった余剰金が発生し、その金額を区に返納した場合も、申請年数が2年分の場合は翌年度まで、3年分の場合は翌々年度まで活動助成金の申請は行えないこと。
- 4 助成限度額については、申請時での世帯数に応じた額とすることとし、その後に世帯数の増減が生じ、助成限度額に変更が生じた場合でも、今回の助成額は変更しない。
- 5 組織内で担当者変更があった場合には、上記の項目について確実に引継ぎを行うこと。

新宿区長 宛て

年度活動助成金を 年相当分受給するにあたり、上記の内容について、同意いたします。

組織名 _____
代表者氏名 _____
代表者住所 _____
電話番号 _____